

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公表番号】特表2011-519457(P2011-519457A)
 【公表日】平成23年7月7日(2011.7.7)
 【年通号数】公開・登録公報2011-027
 【出願番号】特願2011-506819(P2011-506819)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 50/22 (2012.01)

【F I】

G 0 6 F 17/60 1 2 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月18日(2012.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療機関から回収したデータを受け入れるサーバーコンピュータであって、該回収されたデータが医療機関のための複数の清掃プロセスマップ内のモニターされた検証ポイントに基づき、該清掃プロセスマップの各々が、医療機関内の複数のモジュールの異なるものに対応し、対応するモジュールと関連したハウスキューピング手法を定義するサーバーコンピュータ；

医療機関を独自に特定する病院データと関連した医療機関から回収したデータを記録し、医療機関内の複数のモジュールの各々を定義するモジュールデータを記録し、対応するモジュールデータと関連した複数の清掃プロセスマップを記録するサーバーコンピュータと連結されたデータベース；

回収したデータを分析し、そこから、医療機関内のハウスキューピング手法の順守を示す検証データを生じさせるサーバーコンピュータに存在する分析アプリケーション；そして回収したデータ、検証データ、病院データおよびモジュールデータに基づいて、医療機関の清浄度を特徴付けるレポートを生じさせるサーバーコンピュータに存在するレポートングアプリケーション

を含むシステムであって、各清掃プロセスマップは、さらに、貯蔵プロセスおよび検証プロセスを含み、貯蔵プロセスは清掃製品、ツール、および繊維製品のための貯蔵条件を定義し、検証プロセスは医療機関内で関連したモジュールの清浄度を示す1以上の検証ポイントを定義し、さらに、検証プロセスは、1以上の検証ポイントの各々についてモニタリング手法を定義し、1以上の検証ポイントが満足しない場合において是正措置を特定するシステム。

【請求項2】

少なくとも1つの検証ポイントが、検証プロセスのうちの1つのコンポーネントに対して所望の特徴を特定する標的パラメータを含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

少なくとも1つの検証ポイントが、最小消毒濃度を特定する標的パラメータを含む、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項4】

分析アプリケーションが、分注された消毒剤が最小消毒濃度に対する標的パラメータを

満たすかどうかを決定する、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 5】

分析アプリケーションが、第 1 の検証データを生じさせる第 1 期間から回収したデータ、および第 2 の検証データを生じさせる第 2 期間から回収したデータを分析する、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 6】

レポートングアプリケーションが、第 1 の検証データと第 2 の検証データを比較するレポートを生じさせる、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 7】

データベースが、検証プロセスの実行前に、モニターされた検証ポイントの状態に対応する基準データを記録する、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 8】

レポートングアプリケーションが、各モジュールの検証ポイントが満足したかどうかを特定するレポートを生じさせる、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 9】

レポートングアプリケーションが、モジュールにおけるどの検証ポイントが満足したのかを特定するレポートを生じさせる、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 10】

データベースにおいて医療機関内の複数のモジュールを記録し、各モジュールは医療期間内の物理的領域又は医療機関内で実行される機能と関連付けられ；

複数のモジュールの各々と複数の清掃プロセスマップの異なるものとを関連付け；

データベースにおいて複数の清掃プロセスマップを記録し、清掃プロセスマップの各々は、関連モジュールのためのハウスキューピング手法を定義し、各清掃プロセスマップはさらに貯蔵プロセスおよび検証プロセスを含み、貯蔵プロセスは清掃製品、ツール、および繊維製品のための貯蔵条件を定義し、検証プロセスは医療機関内で関連モジュールの清浄度を示す 1 以上の検証ポイントを定義し、検証プロセスはさらに 1 以上の検証ポイントの各々のためのモニターリング手法を定義し、1 以上の検証ポイントが満足しない場合において是正措置を特定し；

プロセッサにおいて、1 以上の清掃プロセスマップにおいて特定された、モニターされた検証ポイントと関連した回収データを受け入れ；そして

プロセッサを用いて、医療機関内でハウスキューピング手法の順守を示す検証データを生じさせるために回収データを分析する

ことを含む方法。